

総務常任委員会資料
2025年(令和7年)12月10日
総務局総務管理室情報管理課

## 議案第76号関連資料

### 明石市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

#### 1 改正の目的

個人番号を利用した事務の実施及び情報連携については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）」に基づき実施しています。

また、番号利用法に規定されていない事務に於いて個人番号を利用する場合は、市の独自事務（以下「独自利用事務」という。）として、条例で定める必要があります。

デジタル庁の通知により、「市の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要があるもの（以下「住登外者」という。）」に、市内で独自の番号を付番・管理する事務が、独自利用事務に該当し、基幹業務システムの標準準拠システムへの移行に伴い条例の定めが必要であることが、明確化されました。

つきましては、本市に於いて令和8年1月から一部の基幹業務システムが標準準拠システムへ移行するため、本市の独自利用事務として当該事務を追加する、条例の一部改正を行います。

#### 2 改正の概要（案）

##### (1) 改正する条例

明石市個人番号の利用に関する条例

##### (2) 独自利用事務の所要の整備（別表（第4条関係））

条例で規定する独自利用事務に、「住登外者を特定するための番号を付し、住登外者に係る情報を管理する事務」に関する規定を追加します。

なお当該事務は、既に実施している事務であるため、改正による市民等への影響はありません。

#### 3 施行期日

令和8年1月1日

以上